

シンソエ訪問介護ステーション運営規程

< 指定訪問介護事業 >

< 指定介護予防訪問型サービス >

有限会社シンソエ

シンソエ訪問介護ステーションの運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社シンソエが開設するシンソエ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問型サービス事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより指定訪問介護及び指定介護予防訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な訪問介護又は介護予防訪問型サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

第2条 事業所は、要介護・要支援状態の利用者について、その居宅において、その有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の援助を行う。

(運営の方針)

第3条 この事業所が実施する訪問介護等の事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

二 事業に当たっては、必要なときに必要な訪問介護及び介護予防訪問型サービスの提供ができるよう努めるものとする。

三 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要支援状態の維持若しくは改善を図り、若しくは要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

四 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

五 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、医療福祉サービス及び福祉サービスと連携に努めるものとする。

六 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 シンソエ訪問介護ステーション
- 2 所在地 兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名(常勤、サービス提供責任者を兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 利用者の数に応じて、1人以上(常勤、内1名は管理者を兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は介護予防訪問型サービス計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員は、個別サービス計画に基づき訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間は、月曜から金曜日は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項以外については、その都度相談によりサービスの提供をするとともに、電話等により連絡が取れる体制をとるものとする。

(訪問介護・介護予防訪問型サービスの内容)

第7条 この事業所で行う訪問介護等の内容は、次のとおりとする。

1 訪問介護計画又は介護予防訪問型サービス計画の作成

2 身体介護に関する内容

- ① 排泄・食事介助
- ② 清拭・入浴・身体整容
- ③ 体位交換
- ④ 移動・移乗・外出介助
- ⑤ その他の必要な身体の介護

3 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

(利用料等)

第8条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、訪問介護にあつては厚生労働大臣が定める額、介護予防訪問型サービスにあつては各市町村規則で定める額とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

二 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

三 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道10km未満 無料

(2) 事業所から、片道10km以上 電車、バス等の交通機関を利用した場合の相当の額

四 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

五 指定訪問介護及び介護予防訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及びその費用に関し事前に文章で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文章に署名を受けるものとする。

六 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、西宮市(但し、阪急神戸線以北)の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、当該事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事務所の管理者に報告されるとともに、原因分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底

する体制を整備する。

三 事故の発生の防止の為の会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の所在する県及び市町村、当該利用者の家族、利用者に係る地域包括センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 訪問介護等の提供にかかる利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

二 当事業所は、提供した訪問介護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

三 当事業所は、提供した訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

1 虐待を防止するための訪問介護員等に対する研修の実施

2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3 その他虐待防止のために必要な措置

(秘密の保持)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

三 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 事業者は、適切な指定訪問介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

二 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管する。また、必要に応じて研修内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第17条 事業所はその提供する指定訪問介護等の質の評価を行い、常にその改善を図る。

二 事業者は前項における評価の結果を公表するよう努める。

(暴力団等の影響排除)

第18条 事業所はその運営について暴力団の支配を受けない。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、訪問介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

二 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社シンソエと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

改訂箇所：総合事業（指定介護予防訪問型サービス）を追加

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

改訂箇所：指定介護予防訪問介護事業を削除

附 則

この規定は令和5年2月17日から施行する。

改訂箇所：事故発生の防止及び発生時の対応を修正

秘密保持について修正

研修による計画的な人材育成について修正

運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表を追加

暴力団等の影響排除を追加